別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）その他の関係法令の規定を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の持出しの禁止）

第３　受注者は、発注者の指示又は事前の承諾があるときを除き、個人情報を受注者の事務所の管理区域又は取扱区域の外へ持ち出してはならない。

（管理体制等の届出）

第４　受注者は、この契約による業務に当たって、個人情報の取扱いに係る責任者及び業務従事者（以下「従事者」という。）の職氏名、従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について、書面で届け出なければならない。

（従事者等に対する監督及び教育）

第５　受注者は、責任者及び従事者に対し、業務に係る個人情報の取扱いについて、必要な監督及び教育を行うとともに、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（派遣労働者に対する措置）

第６　受注者は、個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記又は本特記事項と同等の内容の書面を添付するものとする。

（適正な管理）

第７　受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（収集の制限）

第８　受注者は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該業務を処理するために必要最小限度の範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（個人情報の目的外利用の禁止）

第９　受注者は、個人情報について、この契約による業務遂行のみのために利用するものとし、その他の目的には利用してはならない。

（複写等の禁止）

第１０　受注者は、発注者の指示又は事前の承諾があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から貸与された個人情報が記録された資料、データ等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第１１　受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の許諾があるときを除き、第三者に再委託してはならない。

（再委託における条件）

第１２　発注者は、再委託の許諾に当たっては、再委託先に受注者と同等の個人情報の取扱いに係る安全管理措置を求めるものとする。この場合において、発注者は、再委託先において、受注者が自ら果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか、次の各号に掲げる事項について確認の上、許諾を行うものとする。

⑴　再委託先の設備

⑵　再委託先の技術水準

⑶　再委託先の従事者に対する監督・教育の状況

⑷　その他再委託先の経営環境

（資料等の返還等）

第１３　受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、若しくは引き渡し、又は消去するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

（委託業務に係る報告及び実地調査）

第１４　発注者は、個人情報の安全管理の適正を期するため、受注者に対し、契約内容の遵守状況に関し定期に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（事故発生時における措置）

第１５　受注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の本特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

２　受注者において個人情報の漏えい、滅失、毀損等の事故が発生し、発注者が第三者から請求を受け、又は第三者との間で紛争が生じた場合には、受注者は発注者の指示に基づき、自らの責任と負担でこれに対処するものとする。この場合において、発注者が損害を被ったときは、発注者は受注者に対して当該損害の賠償を請求できるものとする。

（契約の解除及び損害賠償）

第１６　発注者は、受注者が本特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。